

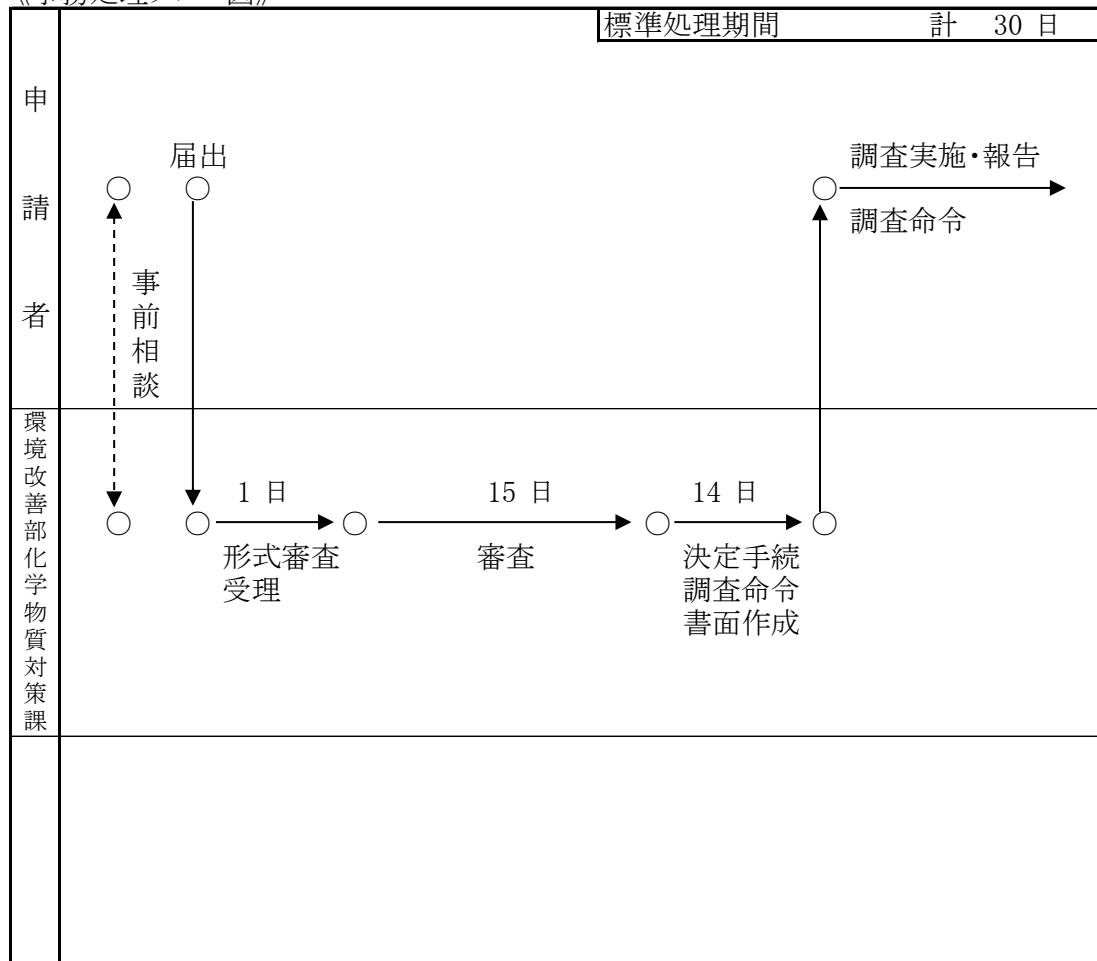
(様式-1)

(令和2年6月25日更新)

# 事務処理フロー図

事務名 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出 作成部署 多摩環境事務所環境改善課土壤汚染対策担当 電話042-523-3517

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	届出にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	届出書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	届出内容について、土壤汚染対策法第3条7項及び土壤汚染対策法施行規則第21条の2、第21条の3及び第21条の4に基づき審査します。
4	決定手続	届出を受けた場合、土壤汚染状況調査の実施とその結果を報告すべきことを命じます。
備考	当該命令が行われる前に法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査させた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用できます。	

